



篠消防 352 号  
平成29年8月10日

篠山市監査委員 畑 利清 様  
篠山市監査委員 河南 克典 様

篠山市長 酒井 隆明



定期監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

みだしのことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局 消防本部
- 2 監査結果報告名 定期監査報告書（消防本部）
- 3 監査結果報告日 平成29年3月22日（篠監公表第2号）
- 4 措置状況 別紙のとおり

消防本部 定期監査報告書に記載の監査意見と措置報告

1 篠山市消防署の出張所について

定期監査結果報告書 7 ページ

監査意見	<p>消防署は昭和53年に設置され、平成19年度に東出張所、平成20年度に西及び南出張所が開設された。しかしながら、西出張所は午前9時から午後5時まで、東出張所及び南出張所は隔日の24時間体制としているが、本署2隊が出動した場合は、出張所を閉鎖し、本署で待機することとなっている。</p> <p>これら出張所の業務内容や運用方法については、明確に規定されておらず又、このような運用では十分にその任務が果たされているとは言えない。</p> <p>消防は、市民の生命、身体及び財産を守る責務があり、市民の安全・安心な暮らしを守る重要な役割を担っていることから、篠山市の財政状況や定員管理等、関係部署と連携しながら、より効率的、効果的な体制整備を図られたい。</p>
講じた措置	<p>出張所の業務内容、開所時間等について明確にされていないという指摘については、平成29年4月に「消防署の組織に関する規程」の一部改正を行い公示しました。ただし、災害が重複した際などに出張所隊が本署待機するため出張所を閉所するといった運用については、ケースバイケースでその都度判断して最良の方策を取っているため、明文化していません。</p> <p>現在の署所配置での24時間体制の構築のためには、20数名程度の増員が必要であることから現状では不可能であり、今後の課題として財政状況などを勘案しながら検討する。</p>